

平成27年7月23日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、23都道府県の59人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 23都道府県59人

(北海道4、秋田県1、茨城県3、栃木県3、埼玉県4、千葉県3、東京都17、神奈川県4、新潟県1、長野県1、岐阜県1、静岡県1、愛知県2、三重県1、滋賀県1、大阪府3、兵庫県2、奈良県1、和歌山県1、岡山県1、広島県2、愛媛県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成27年7月31日